

本邦製鐵事業振興策調査書

第四項

本邦及諸外國の製鐵事業保護政策の調査

序論

製鐵事業の保護政策は凡そ二個の立脚點より研鑽するを要す。

第一、法律的觀察點よりする研究

即ち各國の工業並に礦業法規に就て研究するを要す、礦業法に就ては各國概ね其一部の統一を見たれとも、工業法規に於ては然らず、本邦にありても工場法其他工業試験場等に關する二三の特別法規の存するあれとも、他は民法、商法其他の公私法規中斷片的に包含され居るに過ぎず、故に一國か法律上如何なる保護を附與しつゝありやと云ふか如き比較法制的研究は勿論各國の一般的法規に付ても亦仔細に研究せざる可らず。

第二、經濟的觀察點よりする研究

以上法律的觀察點よりする研究により凡そ一國か製鐵業に對して採れる態度方法を知るを得へし、然れども之を以て政策の研究の全部となすを得ざるや勿論なり、何となれば如何なる良法と雖之を運用して實效なくんは之れ唯死文徒法に過ぎざればなり、羅馬法は羅馬の文化を背景とす、法規の是非善惡は其國情如何によりて決すべきものなり、從て保護政策に關する評論は必ず其國情と併せ研究し、如何なる實效を奏するを得るや將た又奏しつゝありやを考查するを要す、而して此の如き觀察は經濟的立脚點よりする外に途あらざるへし、即ち製鐵事業保護方法の研究には常に法律經濟の

兩面よりすることを忘失せざるを要す。

製鐵業保護に關し想像し得る方法の重なるものを舉ければ

一、稅法上の保護

三、交通政策上の保護

之なり。

稅法上の保護中尤も重要なは關稅上の保護とす、關稅上の保護は積極的保護と消極的保護とに分類するを得へし、積極的保護とは外國の鐵並に鐵製品に對して禁止的若くは制限的關稅を賦課し以て内國製鐵業の繁榮を圖るを云ふ、消極的保護とは製鐵業に必要な燃料機械類の輸入稅免除を云ふ、關稅法上の保護の外に所得稅、營業稅、鑛業稅等に關し種々の保護を加ふるの例に乏しからず。

獎勵金の下附に付ては説明するを要せざるも、交通政策上の保護とは主として鐵鑛並に鐵製品の運輸に必要な鐵道敷設運河開鑿及び賃率の低下なり、鐵道及運河國有の邦國にありて始て完全に實行することを得。

此外尙國家の與ふる凡百の保護援助の手段ある可し、加之製鐵業者中にもシンジケート、カルテルのあるありて同種又は異種のシンジケート、カルテルと連絡し其勢力の大なるものは往々國家の干涉を加ふるを以て却て製鐵業を保護する上に必要とする場合なきに非ず、之等も亦本論に於て併せて説くを要するものたるなり。

尙保護政策殊に關稅政策を論するに當り其保護の對象の意義範圍を定ることを要す、本論に於て製鐵業とは獨り銑鐵製造の範圍に止めず、條竿、筒、板等を包含せるものとす。

今左に此意味に於ける製鐵業の保護の狀況に付きて調査し得たる處を述ふへし。